

第732回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年 9月 10日（火） 12時より
 2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
 3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)「重要行事の開催に伴うテロ水際対策の強化等」に伴う取締・検査への協力
依頼
五島管理課課長
 - (2)東扇島出張所における事務処理体制等の変更について
五島管理課課長
 - (3)消費税引き上げに伴う輸入手続き等について
坂口統括審査官
 - (4)ヨーグルトに係る特別緊急関税の発動について
永井統括審査官
 - (5)通関業法の一部改正について
亀谷首席通関業監督官
 - (6)関税率表解説及び国際分類例規の一部改正について
小林首席関税鑑査官
- その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和元年10月3日(木)** 12:00～

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和元年8月20日

横浜税関

税関におけるテロ対策の強化への 協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、「第7回アフリカ開発会議（T I C A D）」をはじめ、「ラグビーワールドカップ」、「即位礼正殿の儀」等の国際的な重要行事が開催されるにあたり、横浜税関では、これらを標的としたテロ行為等を未然に防止すべく、水際での取締りを強化いたします。そのため、職務質問や検査等の頻度が増加いたしますが、ご協力をお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」まで通報を頂きますようご協力をお願いいたします。

【密輸情報の提供のお願い】

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口へ通報願います。

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報

詳しくはWEBサイトで！

税関 密輸

検索

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸110番
メールアドレス

関係各位

東扇島出張所における事務処理体制等の変更について

平素は税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、国際物流の変化や税関業務の効率的な運営の確保等のため、令和元年10月1日から、川崎税関支署東扇島出張所（以下、東扇島出張所）の開庁時間及び事務処理体制を下記のとおり変更いたします。

記

○開庁時間

現 行	変更後
平日 08:30～19:00	平日 08:30～17:45

○夜間・休日等の輸出入通関関係事務処理部門

	現 行	変更後
平日 17:45～19:00	東扇島出張所 (特別通関班)【2N88】	業務部 特別通関部門 【2M89 ^{注1} 、2N89 ^{注2} 】
平日 19:00～21:00	業務部	
土・日曜日、休日 08:30～17:00	特別通関部門【2N89】	

注1) 川崎税関支署管轄の蔵置貨物又は川崎税関支署長宛の自由化申告貨物の宛先コード(新設)

注2) 東扇島出張所管轄の蔵置貨物又は東扇島出張所長宛の自由化申告貨物の宛先コード

(お問い合わせ先)

横浜税関業務部管理課	045-212-6130
川崎税関支署総務課	044-266-5621
東扇島出張所総括部門	044-287-6195



令和元年 9 月
財務省・税関

消費税税率引上げに伴う税額計算について

消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 日から、消費税
率及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられると同時に、消費税
の軽減税率制度が実施されます。

これに伴い、輸入（納税）申告する際の税額計算は次の通りになります。

消費税率

区分	適用開始日	現行	令和元年 10 月 1 日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6. 3 %	7. 8 %	6. 2 4 %
地方消費税		1. 7 % (消費税額の 17/63)	2. 2 % (消費税額の 22/78)	1. 7 6 % (消費税額の 22/78)
合計		8. 0 %	1 0. 0 %	8. 0 %

税額計算（令和元年 10 月 1 日～）

例) テレビ（関税：無税、消費税：標準税率） 価格 228,300 円の場合

【消費税】

228,000 円（課税価格） × 0.078 = 17,784 円 → 17,700 円
(1,000 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

【地方消費税】

17,700 円（課税価格） × 22 ÷ 78 = 4,992 円 → 4,900 円
(1 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

⇒ 消費税及び地方消費税

17,700 円 + 4,900 円 = 22,600 円

※詳細については別紙 1 をご確認ください。



その他：消費税率引き上げに係る一般的な質問への回
答は Q & A をご参照ください。

問合せ先

- ・ 函館税関業務部統括審査官 TEL 0138-40-4256
- ・ 東京税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 03-3599-6337
- ・ 横浜税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 045-212-6150
- ・ 名古屋税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 052-654-4085
- ・ 大阪税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 06-6576-3313
- ・ 神戸税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 078-333-3086
- ・ 門司税関業務部通関総括第 1 部門 TEL 050-3530-8367
- ・ 長崎税関業務部統括審査官(総括部門) TEL 095-828-0126
- ・ 沖縄地区税関通関総括第 1 部門 TEL 098-862-9291

◆消費税率引上げに係るQ&A

No.	設問	回答
1	標準税率10%及び軽減税率8%の消費税と地方消費税の税率の内訳は、それぞれどうなっているのでしょうか。	標準税率10%の内訳は 【消費税率】 7.8% 【地方消費税率】 消費税額の22/78(消費税率換算 2.2%) 軽減税率8%の内訳は 【消費税率】 6.24% 【地方消費税率】 消費税額の22/78(消費税率換算 1.76%) となります。
2	消費税率の引上げに伴い、税額の計算方法(端数処理方法も含む)に変更はありますか。	輸入貨物に対する消費税額及び地方消費税額の計算方法は基本的に変更はありませんが、消費税の軽減税率制度が実施され、複数税率となることから、同一の統計品目番号、税番及び関税率が適用される貨物であっても、適用される消費税率が異なるものについては、税率ごとに区分して税額計算をする必要があるため、輸入申告書において欄を分けて記載します。 詳しくは別紙1をご確認ください。
3	令和元年9月30日に輸入申告を行い、令和元年10月1日に輸入許可されるなど、輸入申告と輸入許可が税率の変更の日をまたぐような場合、適用される消費税及び地方消費税の税率はどうなりますか。	輸入貨物に消費税及び地方消費税が課される場合に適用される税率は、原則として「輸入申告の日」において適用される法令によることとなります。 そのため、原則として、輸入申告の日が令和元年9月30日以前であれば消費税及び地方消費税は旧税率(8%)が適用され、輸入申告の日が令和元年10月1日以降であれば消費税及び地方消費税は新税率(10%(軽減税率が適用される場合には8%))が適用されることとなります。 なお、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られる貨物(BP貨物)や蔵入承認を受ける貨物(IS貨物)等に消費税及び地方消費税が課される場合については、別紙2をご確認ください。
4	蔵入承認を受けずに保税蔵置場に入れ、令和元年9月中旬に輸入申告に併せて輸入許可前引取承認申請(BP)をし、令和元年10月にBP承認された場合についてですが、輸徴法第4条第2項の規定により、保税蔵置場に置かれている貨物は、BP承認の日における法令が適用されることとなり、消費税及び地方消費税については新税率(10%)が適用されるのでしょうか。	輸徴法第4条第2項は蔵入承認を受けて保税蔵置場等に置かれている貨物等に係る規定です。ご質問のような場合であれば、輸入申告の日に適用される法令によることとなり、旧税率(8%)が適用されます。別紙2②をご確認ください。
5	令和元年9月30日以前に輸入申告をし、輸入の許可を受けた貨物について、令和元年10月1日に修正申告をする場合、消費税及び地方消費税の税率はどうなりますか。	消費税及び地方消費税が課される場合に適用される税率は、原則として「輸入申告の日」において適用される法令によることとなります。 そのため、輸入申告(当初申告)の日が令和元年9月30日以前であれば、修正申告の際に適用される消費税と地方消費税の税率も旧税率(8%)となります。

◆消費税率引上げに係るQ&A

No.	設問	回答
6	<p>輸入しようとする貨物は令和元年9月30日までに到着するのですが、保税地域搬入後に輸入申告を行うと輸入申告日が令和元年10月1日以降となってしまいます。搬入前申告扱いにより、保税地域搬入前に輸入申告を行うことは認められますか。</p>	<p>ご質問のようなケースでは搬入前申告扱い(関税法基本通達67の2-3-3)は認められませんので、原則どおり貨物を保税地域へ搬入した後に輸入申告を行ってください。</p>
7	<p>消費税率の引上げに伴い、NACCSを利用した輸入申告に係る消費税等の納期限の延長や輸入許可前引取承認申請(BP)にかかる担保について、変更はありますか。</p>	<p>消費税等の納期限の延長や輸入許可前引取承認申請(BP)に係る担保について、消費税率の引上げに伴う改正はありません。なお、消費税率の引上げに伴い、納税額が増える場合があることから担保不足にならないよう、ご注意ください。</p>
8	<p>書面による輸入申告の際、地方消費税率欄には現在「17/63」と記載していますが、令和元年10月1日以降はどのように記載すれば良いでしょうか？</p>	<p>令和元年10月1日以降は、「22/78」と記載してください。</p>
9	<p>令和元年9月末にNACCSを使用して輸入申告等を行う場合の留意点を教えてください。</p> <p>①令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」で輸入申告事項登録(IDA)を行い令和元年10月1日以降に輸入申告(開庁時申告を含む)(IDC)等を行った場合はどうなりますか。</p> <p>②令和元年9月30日以前に内国消費税等種別コード「F2」で予備申告(IDC)等を行い、令和元年10月1日以降に本申告(IDC)等に切り替えた場合はどうなりますか。</p> <p>③蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)を令和元年9月30日に行い、その日のうちに納税まで行うことができず、税率の変更の日をまたいでしまった場合はどうなりますか。</p> <p>※項番9、10、11中の内国消費税等種別コードについては、下記の「参考」の表をご参照ください。</p>	<p>①エラーとなります。当該申告については再度輸入申告事項登録(IDA)を行い内国消費税等種別コード「F3」又は「F4」への変更後に、輸入申告(IDC)を行ってください。 なお、当該輸入申告番号を輸入申告事項呼出し(IDB)から呼び出したうえで事項登録の訂正を行うことも可能です。</p> <p>②エラーとなります。本申告切り替え前に税関に連絡のうえ、輸入申告変更事項登録(IDA01)を行い「F3」又は「F4」への変更後に、本申告(IDC)を行ってください。</p> <p>③システム処理が完了しません(許可を受けることができません。)。令和元年9月30日中に輸入許可とならなかった場合には、税関に連絡のうえ、令和元年10月1日以降に輸入申告変更事項登録(IDA01)業務及び輸入申告変更(IDE)業務を行ってください。 なお、蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)において、申告後、許可までに法令改正があった場合の適用法令は、「輸入許可の日」に適用される法令となっており、上記のようなケースでは、内国消費税等種別コードは「F3」又は「F4」が適用されますのでご注意ください。</p> <p>なお、①、②、③いずれの場合も、関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。</p>

◆消費税率引上げに係るQ&A

No.	設問	回答
10	NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務、及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務において、同一申告内に複数の消費税率(F3、F4等)を一度に登録することは可能ですか。	可能です。ただし、修正申告(更正請求)前又は修正申告(更正請求)後の同一欄内に複数の消費税率(F3、F4等)を登録した場合はエラーとなります。
11	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務において、消費税率が8%(F2)と10%(F4)の申告を一度に登録することは可能ですか。	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務においては、一つの税目について適用期間の異なる内国消費税等種別コードを一度に登録することはできません。令和元年9月30日まで適用可能なコード「F2」と令和元年10月1日以降に適用が可能なコード「F3/F4」を分けて、当該業務を行ってください。
12	軽減税率の適用対象について教えてください。	保税地域から引き取られる課税貨物(輸入貨物)のうち、「飲食料品」(食品表示法に規定する「食品」(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいい、一定の要件を満たす「一体貨物」を含みます。)に該当するものについて軽減税率8%が適用されます。 輸入貨物が「飲食料品」に該当するかどうかについては、輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定します(例えば、工業用として輸入される塩等は該当しません。)
13	人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率の適用を受けて輸入された貨物について、輸入後に生じた事情により、当該貨物が人の飲食用以外の用途に供されることになった場合には、当該貨物に係る納付すべき消費税額及び地方消費税額について修正申告をする必要はありますか。	輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて保税地域から引き取ったものが、国内で人の飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入申告の時に遡って標準税率(10%)が適用されることにはなりません。
14	飲食料品を含む一体貨物に係る軽減税率の取り扱いについて教えてください。	食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物(関税定率法の適用上の所屬の一の区分に属する物品に該当するもの(一体貨物)に限ります。)であって、以下の条件に該当するものについては、「飲食料品」として軽減税率が適用されます。 ・ 一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下であり、かつ、 ・ 一体貨物の価額のうちに、その一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が2/3以上のもの ※一体貨物の判定については「輸入貨物に係る消費税の軽減税率制度のお知らせ」も併せてご覧ください。
15	国際郵便物について、輸入申告が行われるものと税関が賦課決定するもので適用される消費税及び地方消費税の税率や軽減税率の適用範囲は異なりますか。	輸入申告が行われるものであるか、税関が賦課決定するものであるかにかかわらず、適用される消費税及び地方消費税の税率や軽減税率の適用範囲は同じです。

◆消費税率引上げに係るQ&A

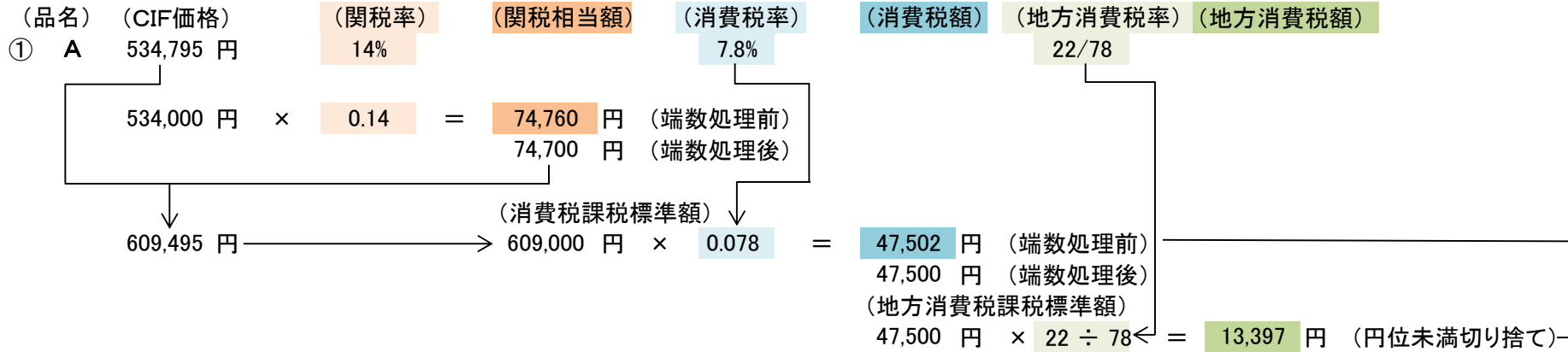
No.	設問	回答
16	国際郵便物について、適用税率を判定をするのはいつですか。	輸入申告が行われる郵便物の適用税率は、国際郵便以外の貨物同様、原則として輸入申告の日において適用される法令による税率となります。 また、税関が賦課決定する郵便物は、税関が日本郵便株式会社からその提示を受けた日において適用される法令による税率となります。

<参考>内国消費税等種別コード

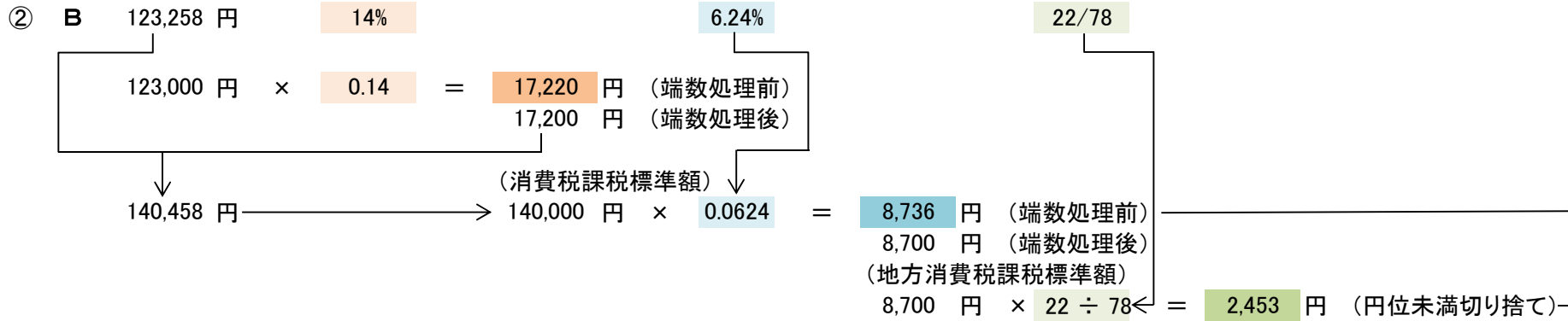
適用開始日	消費税(税率)	地方消費税		備考
		コード	税率	
平成9年4月1日	F1(4%)	A1	消費税額の25/100	
平成26年4月1日	F2(6.3%)	A2	消費税額の17/63	
令和元年10月1日	F3(6.24%)	A3	消費税額の22/78	軽減税率
	F4(7.8%)	A4	消費税額の22/78	標準税率

[計算例]

【標準税率:10%】



【軽減税率:8%】



(消費税額)	56,200 円 ←	56,238 円 ←
(地方消費税額)	15,800 円 ←	15,850 円 ←
(納付する消費税及び地方消費税額)	72,000 円	

消費税率引上げに伴う適用法令日

番号	輸入申告等種別	適用法令日	【例】	
			条件	適用される税率
①	輸入申告(IC)	輸入申告の日	・輸入申告の日:9/30	8% (旧税率)
②	輸入許可前引取承認申請(BP) ※輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第4条第2項に規定する蔵入承認申請(IS)等の手続を伴わない場合	輸入申告の日	・輸入申告及び輸入許可前引取承認申請(BP)の日:9/30 ・IBP:10/1	8% (旧税率)
③	特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法第67条の2第3項第3号により輸入(引取)申告をした貨物で輸入の許可を受けたもの(NACCSを使用して輸入申告がされたもの)	輸入許可の日	・輸入(引取)申告の日:9/30 ・輸入許可の日:9/30	8% (旧税率)
			・輸入(引取)申告の日:9/30 ・輸入許可の日:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
④	蔵入承認申請(IS)	蔵出輸入申告(ISW)の日	・蔵入承認(IS)申請日:3/31 ・蔵出輸入申告(ISW):9/30 ・輸入許可:9/30	8% (旧税率)
		蔵出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・蔵入承認(IS)申請日:3/31 ・蔵出輸入申告(ISW):9/30 ・輸入許可:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
⑤	移入承認申請(IM)	移出輸入申告(IMW)の日	・移入承認(IM)申請日:3/31 ・移出輸入申告(IMW):9/30 ・輸入許可:9/30	8% (旧税率)
		移出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・移入承認(IM)申請日:3/31 ・移出輸入申告(IMW):9/30 ・輸入許可:10/1	10% (軽減税率適用時:8%)
⑥	関税法第76条第3項の郵便物の輸出入の簡易手続による提示がされた郵便物	当該提示がされた日	・当該提示がされた日:9/30 ・通知の日:10/1	8% (旧税率)

輸入貨物に係る消費税の軽減税率制度のお知らせ

2019年9月
関税局・税関

1. 輸入貨物に係る軽減税率制度

- 2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施され、保税地域から引き取られる課税貨物(輸入貨物)のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)が適用されます。
- 輸入貨物が「飲食料品」に該当するかどうかについては、輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定します。
(参考)輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)が適用されることにはなりません。

2. 「飲食料品」の定義

- 「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいいます。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、工業用として輸入される塩等は該当しません。
- また、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物(関税定率法の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限ります。「一体貨物」。)であって、以下の条件に該当するものも「飲食料品」に含まれます。
 - ・ 一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下であり、かつ、
 - ・ 一体貨物の価額のうちに、その一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が2/3以上のもの

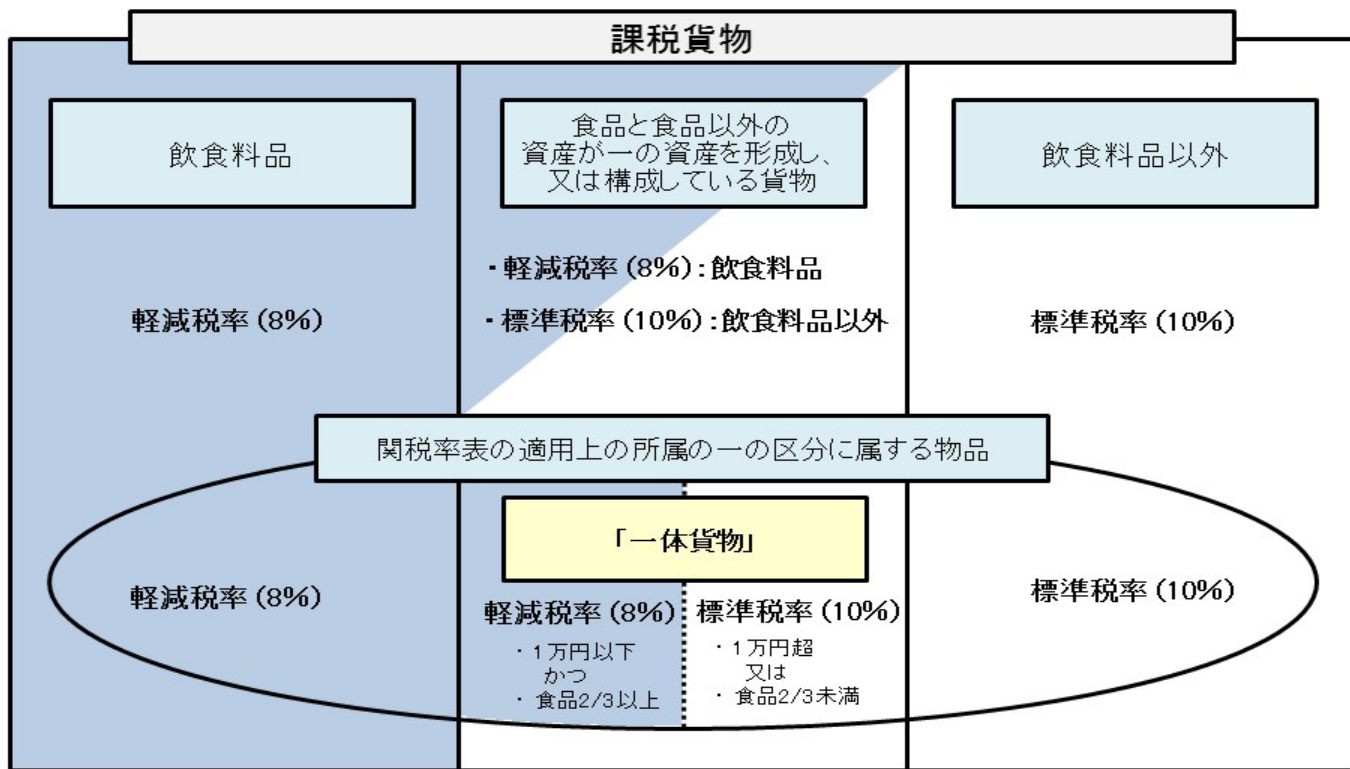
「飲食料品」って何？

- 食品表示法において「食品」とは全ての飲食物をいい、食品衛生法上の「添加物」が含まれますが、医薬品医療機器等法上の「医薬品」、「医薬部外品」、「再生医療等製品」は除かれます。
- 輸入貨物である「飲食料品」として提示し、かつ、その「飲食料品」の包装に通常使用する包装材料・包装容器も「飲食料品」に該当します。
- 飲食店業を営む事業者が行う食事の提供等(外食、ケータリング)については、軽減税率が適用されませんが、この事業者が食事の提供等に使用するために輸入する食材は、「飲食料品」の輸入に該当し、軽減税率の適用対象となります。

「一体貨物」の判定ってどうするの？

- 「一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下」とは、その貨物の最小単位(個数単位)の課税価格で算定します。
- 「一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、一体貨物の消費税の課税価格によるほか、輸入貨物の種類等に応じ、例えば、国内販売価格や製造原価により合理的に計算した割合も認められます(ただし、輸入貨物の重量、表面積、容積といった基準のみにより計算した割合は認められません。)

【表1】一体貨物の概念図



3. NACCSの仕様変更

- NACCSにおいて、新たに「内国消費税等種別コード」(「F3・A3: 8%」、「F4・A4: 10%」)を設定します。これにより、一の輸入申告等において複数の消費税率の入力が可能となります。
- また、明らかに「飲食料品」に該当しない品目コードと「内国消費税等種別コード」の組合せによる一致チェックを行うことで、軽減税率の適用誤りの減少を図ります。

[NACCSの主な変更対象業務]

- ① 輸入申告事項登録 (IDA) 業務、
- ② 輸入申告事項呼出し (IDB) 業務、
- ③ 輸入申告変更事項登録 (IDA01) 業務、
- ④ 輸入申告変更事項呼出し (IDD) 業務、
- ⑤ インボイス・パッキングリスト仕分情報登録 (IVB) 業務、
- ⑥ インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録 (IVB02) 業務、
- ⑦ 修正申告事項登録 (AMA) 業務、
- ⑧ 関税等更正請求事項登録 (KKA) 業務

【表2】輸入申告事項登録(欄部)入力(左)・輸入申告入力控情報(共通部)出力(右)のイメージ

IDA 輸入申告事項登録		IDC 輸入申告入力控	
<p><01欄> 品目番号* <input type="text" value="080211200"/> <input type="text" value="6"/></p> <p>課税価格 <input type="text" value="JPY - 100,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F3"/> 2 <input type="text"/></p>	<p>税科目</p> <p>D 関税 税額合計 ¥0 欄数 4 納税額合計 ¥65,800</p> <p>F 消費税 税額合計 ¥51,400 欄数 4</p> <p>A 地方消費税 税額合計 ¥14,400 欄数 4</p>	<p><02欄> 品目番号* <input type="text" value="08010000"/> <input type="text" value="1"/></p> <p>課税価格 <input type="text" value="JPY - 100,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F3"/> 2 <input type="text"/></p>	<p>軽減税率に係る税額 (F3) と標準税率に係る税額 (F4) を合算して出力する。</p>
<p><03欄> 品目番号* <input type="text" value="510610010"/> <input type="text" value="1"/></p> <p>課税価格 <input type="text" value="JPY - 200,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F4"/> 2 <input type="text"/></p>		<p><04欄> 品目番号* <input type="text" value="510610090"/> <input type="text" value="4"/></p> <p>課税価格 <input type="text" value="JPY - 300,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F4"/> 2 <input type="text"/></p>	

1 申告中において異なる消費税に係る種別コードの入力を可能とする。なお、地方消費税に係る種別コードは入力不要 (自動補充)。

ヨーグルトに係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】ヨーグルト（関税暫定措置法別表第1の6の7の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年8月29日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、ヨーグルト（別表第1の6の7の項）に対して令和元年9月1日から令和2年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

※暫定法第7条の3発動後のNACCS用品目コードについては令和元年9月1日から使用可能となります。

【ヨーグルト（別表第1の6の7の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
040310190+	0403101904	その他のもの
	0403100014	暫定法第7条の3発動後のもの

各 位

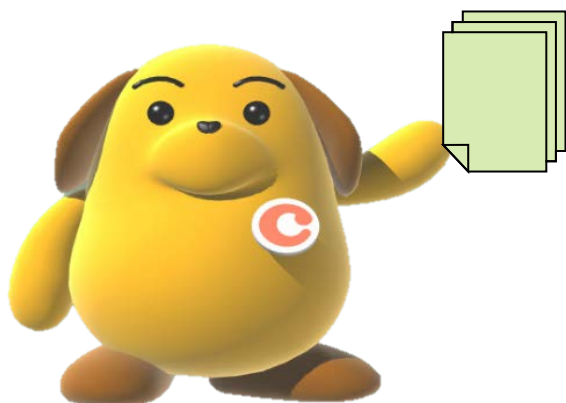
令和元年9月
横浜税関業務部

通関業許可申請等における 添付書類の一部省略について

令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、通関業法の一部が改正され、従来通関業の許可申請、又は、許可事項の変更手続き等における添付書類として、提出いただいていた「東京法務局登記官の証明書（登記されていないことの証明書）」が9月14日（土）以降、提出不要になります。

（税関において必要と認める際は、精神の機能の障害に関する医師の診断書の提示を求める場合があります。）

「宣誓書（税関様式B第1080号）」「市区町村長が証明する身分証明書（又は身元証明書）」は引き続き提出が必要になりますので、ご注意ください。



【問い合わせ先】

横浜税関業務部 首席通関業監督官
電話：045-212-6051

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの</p> <p>イ 関税法第八十条の四から第一百二十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定</p> <p>ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこ</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者であつて復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの</p> <p>四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの</p> <p>イ 関税法第八十条の四から第一百二十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定</p> <p>ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこ</p>

改正案	現行
<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。） 第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一 「略」 「号を削る。」</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が法第六条第一号、第三号から第九号まで及び第十一号のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書</p> <p>三 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p>	<p>（通関業許可申請書の添付書面）</p> <p>第一条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。） 第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が法第六条第一号に掲げる者（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第五十一号）附則第三条の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面</p> <p>三 申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が法第六条第三号から第九号まで及び第十一号のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書</p> <p>「号を加える。」</p>

四〇七 「略」

(心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者)

第一条の二 法第六条第一号の財務省令で定める者は、精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可の承継に係る承認申請の添付書面)

第二条 第一条の規定は、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。)第三条第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

四〇七 「同上」

「条を加える。」

(許可の承継に係る承認申請の添付書面)

第二条 前条の規定は、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。)第三条第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

通 関 士 確 認 届

税 関 長 殿

通関業者

住 所

法人番号

氏名 (名称及び代表者の氏名)

㊟

(署名)

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事させたいので、通関業法第31条第2項各号の規定に該当していないことにつき確認を受けたく、同条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

従事させようとする通関士試験合格者の氏名及び住所	通関士試験合格年	
	合格証書の番号	
従事させようとする営業所の名称及び所在地		
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間	通関業者名
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
備 考		
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、 <u>登記されていないことの証明書</u> 、 <u>身分証明書(又は身元証明書)</u> 及び通関業法31条第2項に該当しないことの宣誓書並びに写真	

- (注) 1. 通関業者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
2. 「通関業従業歴」には、通関士として通関業務に従事した履歴のほか、通関業者の役員 (いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) であった履歴及び通関士以外の通関業務の従業者として通関業務に従事した履歴を含みます。
3. 従業期間は直近のものから順に記載し、書ききれないときは裏面に記載してください。

(規格A4)

(宣誓書 記載例1)

横浜税関長 殿

日本国籍の役員は「第6条第1号、第3号から第9号まで及び第11号」
通関士は「第31条第2項」を宣誓。
※宣誓しない方は削除。

氏 名
生 年 月 日
現 住 所

私には、通関業法〔第6条第1号、第3号から第9号まで及び第11号〕に規定
第31条第2項

する欠格事由に該当する事実がないこと（及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていないこと）を宣誓します。

日本国籍の場合は、括弧とその内部をすべて削除

署 名 (本人の直筆)

(宣 誓 書 記 載 例 2)

横 浜 税 関 長 殿

外国籍の役員は「第 6 条第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号」
通関士は「第 31 条第 2 項」を宣誓。
※宣誓しない方は削除。

氏 名
生 年 月 日
現 住 所

私には、通関業法〔 第 6 条第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号
第 31 条第 2 項 〕 に規定

する欠格事由に該当する事実がないこと（及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていないこと）を宣誓します。

外国籍の場合は、括弧記号のみを削除

署 名 (本人の直筆)

(規格 A 4)

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第3類総説 第03.07項 第16類総説 第16.05項	殻を開くため、及び安定化のために熱湯処理されたモエギイガイ	開殻のため、あるいは保存又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱処理（heat shock）のみを施した軟体動物は、調理したものとはみなされず、第3類に含まれることを明確化。
第26.21項 第28.11項 第38.24項	シリコン、フェロシリコン及びジルコニア製造の副産物として回収される化学的に単一なシリカフューム	シリコン、フェロシリコン及びジルコニアの製造の際に副産物として回収される化学的に単一のシリカフュームは、26.21項（その他のスラグ及び灰）でも38.24項（その他の化学調製品）でもなく、28.11項（その他の無機非金属酸化物）に分類されることを明確化。
第29.38項	α -メチルグリコシド	α -メチルグリコシドは、シャジクソウ属の植物（ <i>Trifolium alexandrinum</i> ）の種子に見出されることが確認されたことを受け、第29.38項（天然のグリコシド）の除外例に掲名されていた当該物質を削除。
第29類 （麻薬及び向精神薬の一覧表）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表Ⅰ. 1961年の麻薬に関する単一条約（1972年議定書により修正）のもとに管理される麻薬 ・ 表Ⅱ. 1971年の向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬、及び ・ 表Ⅲ. 前駆物質 	国際麻薬統制委員会（INCB）のウェブサイトに掲載されている最新の麻薬、向精神薬及び前駆物質の一覧（それぞれ、イエローリスト、グリーンリスト及びレッドリスト）の内容に合わせて、左記の表Ⅰ、表Ⅱ及び表Ⅲをそれぞれ更新。
第29類 （ある物品の構造式）	ジエチレングリコールアセテート、トリアジン（及び水添トリアジン）及びルトシド	ジエチレングリコールアセテート、トリアジン（及び水添トリアジン）及びルトシドに関する既存の構造式をより分かり易いものに変更。
第30.01項	培養細胞	培養細胞は、第30.01項（治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質）には含まれないことを明確化。
第30.02項	毒素	同項の毒素はペプチド又はたんぱく質であり、アルカロイドの毒素は29.39項に分類されることを明確化。
第37類総説 第37.01項	赤外線レーザー感光性プレート（又は感熱性プレート）	照射後に、照射された部分の硬化を（熱的に）促進させる必要があるものについても37.01項の写真用プレートに含まれることを明確化。

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

第 38.24 項	義歯や修復歯を作成するのに使用されるジルコニア製品	同項の例示(25)「ある種の窯業製品（義歯等）製造用の調製品」に、義歯または修復歯を作成するためのジルコニア製品で、最終的な形態にするために、研削、焼結、艶出し等のいくつかの工程を要するものも含まれることを明確化。
第 90.18 項	輸血（全血、血液成分又は血液製剤）用機器	第 90.18 項の輸血用機器には、全血、血液成分又は血液製剤を対象とした機器も含まれることを明確化。

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 0404.90 号	牛の初乳（分娩後、24 時間以内に採取したもの）	処理や改質がなされていない牛の初乳は、ミルク（04.01 項）でも免疫産品（30.02 項）でもなく、ミルクの天然組成成分から成るその他の物品として、第 0404.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1202.42 号	乾式ブランチング処理された落花生	開殻し、種皮に亀裂を入れ取り除くための熱処理を施した落花生（水分 4%未満）で、カタラーゼ及びペルオキシダーゼの活性が認められるものは、調製品（20.08 項）ではなく、加熱による調理をしていない落花生として、第 1202.42 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704.90 号	せき止め用の錠剤	主として砂糖（1.9g/錠）、甘草エキス（35mg/錠）、他の食品（例えば、でん粉及びゼラチン）、及び香味料（例えば、メントール、ペパーミント油等）から成るせき止め用錠剤は、医薬品（30.04 項）ではなく、その他の砂糖菓子として、第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2523.90 号	水硬性セメント	セメント系材料（例えば、ポゾラン、フライアッシュ（飛灰）、石灰岩など）を 5%超混合したポルトランドセメントから成る水硬性セメントは、ポルトランドセメント（第 2523.21 号又は第 2523.21 号）ではなく、その他の水硬性セメントとして、第 2523.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3004.90 号	コ・トリモキサゾール（co-trimoxazole）	コレラ又はチフスのような細菌感染の治療に使用される、スルファメトキサゾール（800 mg）及びトリメトプリム（160 mg）を有効成分として含有する「co-trimoxazole」として広く知られている錠剤（小売包装）は、小売用の形状にした医薬品として、第 3004.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3208.20 号	コポリマー樹脂のアルコール溶液	エチルアルコール（重量比 50～70%）及びポリビニルピロリドン-酢酸ビニル共重合体（30：70）から成るコポリマー溶液を重量比で 4～4.5%含む他、エチルアルコールを重量比で 93.5～97.5%、イソプロピルアルコールを重量比で 0.5～1%、フタル酸ジエチルを重量比で 0.1～0.2%含有するコポリマー樹脂のアルコール溶液は、変性アルコール（22.07 項）ではなく、ビニル重合体をもととした第 32 類注 4 の溶液として、第 3208.20 号（第 32 類注 4）及び 6）に分類。
第 3814.00 号	無色透明の液体	ホワイトスピリット（57%）、デカヒドロナフタレン（DHN 35%）、ベンジルアルコール（5%）及びエチルヘ

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		キサノール（3%）から成る、ワニスやペイントの調製又は機械部分品の脱脂剤に使用される無色透明の液体は、石油調製品（27.10 項）ではなく、有機配合溶剤として、第 3814.00 号に分類（通則 1）。
第 3824.99 号	歯科用ジルコニアブロック（2 種類）	輸入後に歯科技工所又は歯科技工士により加工され、義歯又は歯科用修復物となる、主として酸化ジルコニウム及び少量のその他の金属酸化物から成る①円形の塊（直径 98 mm、高さ 14 mm）及び②丸みのある三角形の塊（長さ 89 mm×幅 71 mm×高さ 16 mm）は、いずれも歯科用のセメントその他の歯科用充てん材料（30.06 項Ⅶ）ではなく、その他の化学調製品として、第 3824.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3921.90 号	紡織用繊維製の織物及びプラスチックから成る積層製品	外面が透明なポリエチレン製のフィルムで、内部に 4 つの超高分子量ポリエチレン（UHMW-PE）繊維製テープが直角に交叉（さ）して重なった層を有する積層シートは、プラスチック製のその他のシートとして、第 3921.90 号に分類（通則 1（第 11 部注 1(h)）及び 6）。
第 4411.12 号	木製の繊維板（MDF：ミディアムデンシティファイバーボード）	乾式法によって製造された木製の繊維板（密度が 800～860 kg/m ³ （0.80～0.86 g/cm ³ ）、厚さが 3～4 mm（公差±0.2 mm）、大きさが縦 2,440 mm×横 1,220 mm）は、その他の繊維板（密度が 1 立方センチメートルにつき 0.8 グラムを超えるもの）（第 4411.92 号）ではなく、ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）（厚さが 5 ミリメートル以下のもの）として、第 4411.12 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8477.80 号	手持ち式印刷ペン	アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）又はポリ乳酸（PLA）のいずれかを素材とし、これを加熱し糸状にして押出す手持ち式プリントペン（押し出されたプラスチックが瞬時に固まるのを利用して、三次元の物体を造形可能）は、手持ち工具（84.67 項）ではなく、プラスチックを材料とする物品を製造するその他の機械として、第 8477.80 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479.60 号	蒸気式空気冷却器	4 つの移動用車輪が付いた、水の蒸発熱（吸熱）を利用して冷風を出す装置（重量 27 kg、寸法：高さ 1,445 mm、幅 685 mm、奥行き 510 mm）は、エアコンディショナー（84.15 項）ではなく、蒸気式空気冷却装置として、第 8479.60 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8483.50 号	エンジンプーリー	モーター部品とエンジンの正確な同期のために、伝動

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		<p>ベルトの張力を適正な強さに維持するスチール製のエンジンプーリーについて、レシプロエンジン等に専ら又は主として使用する部分品（84.09 項）ではなく、プーリーとして、第 8483.50 号に分類（通則 1 及び 6）。</p>
<p>第 8517.70 号</p>	<p>(1) 基地局用アンテナ (2) マイクロ波アンテナ</p>	<p>(1) 移動通信用の基地局の部分品として使用される周波数帯1.7～2.7 GHzで動作する二重偏波の指向性平板アンテナ（幅0.3 m、高さ1.4m）、及び(2)周波数帯14.4～15.35 GHzで動作するマイクロ波通信装置用の超高性能二重偏波アンテナは、いずれも音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機器（第8517.62号）ではなく、その部分品として、第 8517.70号（通則1（第16部注2(b)）及び6）に分類。</p>
<p>第 8525.80 号</p>	<p>4 つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ</p>	<p>既存の国際分類例規 8525.80 3「4 つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ（14 メガピクセル）」に技術的改善、機能拡張（自動帰還等）を施した後継機種（「ドローン」とも呼ばれる）について、その主たる特性から、前例と同様に航空機（第 88.02 項）ではなく、デジタルカメラ（第 85.25 項）として、第 8525.80 号に分類。</p>
<p>第 8538.10 号</p>	<p>(1) 組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット (2) 組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット (3) 組み立てていないモジュール部品の形態で提示される配電用キャビネット</p>	<p>モジュール部品の形態で提示される 3 種類の未組み立ての配電用キャビネット（*）について、いずれもその他の家具の部分品（94.03 項）ではなく、配電用の盤その他の物品に専ら又は主として使用する部分品として、第 8538.10 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(b)）、2(a)及び 6）。</p> <p>(*）物品(1)及び(3)は、フレーム及び筐体の構成部品、バスバーシステムの構成部品、ブレーカーの組立部品からなるもの。 物品(2)は、フレーム及び筐体の構成部品とバスバーシステムの構成部品からなるもの。</p>
<p>第 8543.70 項</p>	<p>高輝度ダイオードモジュール（SLED）</p>	<p>高輝度ダイオード、熱電冷却装置及びサーミスタを 14 ピンのバタフライ型ハウジングにパッケージ化し、FC/APC コネクタの付いたピグテイル型光ファイバーを取り付けたものについて、その他の光学機器（90.13</p>

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		項)ではなく、固有の機能を有するその他の電気機器として、第 8543.70 項に分類（通則 1 及び 6）。
第 8708.29 項	ゴム製ストリップ付き 自動車用ガラス	ゴム製ストリップの枠が付いた自動車用のフロントガラスで、直接自動車に取り付けられるものは、車両用の強化ガラス（第 7007.11 号）ではなく、車体のその他の部分品として、第 8708.29 項に分類（通則 1 及び 6）。
第 8708.50 項	(1) フランジ付き円すい ころハブユニット軸 受（内輪回転型） (2) ハブユニット軸受 （外輪回転型） (3) フランジ付き円すい ころハブユニット軸 受用の外輪（完成品） (4) フランジ付き円すい ころハブユニット軸 受用の外輪（鍛造、未 完成品）	2 種類のハブユニット軸受（物品（1）及び物品（2））は、それぞれころ軸受及び玉軸受け（84.82 項）ではなく、駆動軸及び非駆動軸の部分品として、8708.50 号に分類（通則 1（第 17 部注 3）及び 6）。 また、物品（1）の部分品で、加工の程度の異なる 2 種類の物品（物品（3）及び（4））についても、駆動軸及び非駆動軸の部分品として、8708.50 号に分類（通則 1（第 17 部注 3）及び 6 と、通則 1（第 17 部注 3 及び第 15 部注 1(f)）、通則 2(a) 及び 6 をそれぞれ適用）。
第 9029.90 項	車両の計器盤用の基板 （PCB）	車両用の計器盤の部品である、約 440 の電子素子を含むプリント回路板は、自動車の部分品（87.08 項）ではなく、速度計及び回転速度計の部分品として、第 9029.90 号に分類（通則 1（第 17 部注 2 及び第 90 類注 2(b)）及び 6）。
第 9405.10 項	LED 光パネル	低電圧定電流回路で作動する、標準的な T バー取付けに合わせた作りの照明パネル（大きさ：1×1 ft（フィート）、2×2 ft、1×4 ft 又は 2×4 ft）で、ソケット又は直接主電源に接続するためのコードの他、4 辺分のクリップと配線用のナットが附属し、そのまま使用可能な状態で輸入されるものは、天井用の電気式照明器具として、第 9405.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9405.40 項	ストリップ型ライト	長さ方向に 18 の LED が並んだ頑丈な筐体の屋内用 LED ストリップ型ライト（24V、4W、白色光）で、最大で 16 個まで連結可能なもの（電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない）は、固有の機能を有す

主な改正の概要（令和元年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	テープ型ライト	<p>る電気機器（85.43項）ではなく、電気式のその他の照明器具として、第9405.40号に分類（通則1及び6）。</p> <p>長さ方向に18のLEDが並び、102mm（4インチ）毎に電圧降下を防ぐための定電圧装置と埋め込み式の連結器を有する柔軟性のある屋内用LEDテープ型ライト（24V、1.3W、白色光）で、102mm毎に切断でき、また最大で50個まで連結可能なもの（電力供給用の24Vドライバー又は配線ボックスを含まない）は、固有の機能を有する電気機器（85.43項）ではなく、電気式のその他の照明器具として、第9405.40号に分類（通則1及び6）。</p>